

# 令和 2 年度後期 高等教育修学支援新制度による授業料減免申請の手引き

## ○対象者

日本学生支援機構による給付奨学金の対象者

※詳しくは日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>)

## ○提出書類

高等教育修学支援新制度（以下新制度）による授業料減免の選考は、日本学生支援機構の給付奨学金の情報に基づき行っています。新制度の支援を受けようとする者は、授業料減免の申請と別に給付奨学金の申請（別途通知）も必要ですので、両方の申請を必ず行ってください。

なお、すでに新制度の対象者に認定され、引き続き後期の授業料減免も希望する者は、継続届の提出が必要です。給付奨学金の継続手続きについては日本学生支援機構のスケジュールに基づき行いますので、今後の通知等をよく確認のうえ、手続きを行ってください。

### 【新規申込の場合】

#### 1. A 様式：

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

#### 2. A 様式（別紙）：

大学等への修学支援の措置に係る学修計画書

### 【継続の場合】

#### 1. A 様式 2：

大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

#### 2. A 様式 2（別紙）：

申請者本人及び生計維持者に関する申告※

※事情により給付奨学金の受給を停止している場合にのみ提出してください。

## ○申請書類の提出について

提出場所：〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学 学生課学生支援係 (TEL：077-548-2072)

提出期限：令和 2 年 9 月 15 日（火）午後 5 時

提出方法：窓口持参または郵送

## ○減免決定の時期及び通知方法

決定時期：11月下旬（予定）

通知方法：郵送

## ○注意事項

1. 新制度による授業料減免の支援対象者の要件は、給付型奨学金のそれと同一であるため、給付型奨学金制度における認定を受けた者は授業料減免対象者として認定を行います。大学は、日本学生支援機構のシステムから支援区分を確認し、認定結果を本人に通知します。
2. 新制度による支援対象者には、修学支援法に基づく適格認定、学業成績の基準及び学籍異動等に伴う認定の取消しや効力の停止があり、給付型奨学金制度によるそれと同一であるためご留意願います。該当者には大学より本人に通知します。
3. 減免不許可となった者は、原則として授業料及び入学料を一括納入することとなっています。
4. 申請者は減免の可否が決定されるまでは、授業料及び入学料の納付が猶予されます。ただし、可否の決定までに授業料及び入学料を納付した場合は減免の対象となりませんのでご注意ください。

以上